

〈参考例〉

〇〇〇〇〇〇〇（団体名） 防犯カメラ管理規定

〇〇〇〇〇〇〇（団体名）

1 目 的

この規定は、〇〇〇〇〇（設置場所等を記載）に設置される防犯カメラについて、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシー保護を図るため、その設置運用について定める。

2 設置者及び管理者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（管理責任者名を記載）

（連絡先：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）

3 設置場所及び設置台数

（１）防犯カメラ 〇〇区〇〇×丁目×番地×号 〇台

（２）録画装置、モニター 〇〇区〇〇×丁目×番地×号 一式

4 設置表示及び管理方法

- ・防犯カメラ設置箇所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。
- ・設置者及び管理者以外のものによる操作及び取り扱いを禁止する。また、設置者及び管理者が必要であると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取り扱いを行う担当者を指名することができる。

5 画像データの保存と廃棄

- ・画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。
- ・撮影された画像の保存期間は、概ね７日間とし、保管期間終了後は破棄する。

6 画像の利用制限

- ・ 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲内行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- ・ 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に漏らさない。
 - ① 法令に基づく請求があった場合
 - ② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
※ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。
 - ③ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められた場合
 - ④ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 苦情の処理

管理者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(付則) この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。